

薬事法関係手数料令等の一部を改正する政令等に関するご意見の募集について

平成17年1月28日
医薬食品局
総務課
審査管理課
監視指導・麻薬対策課

この度、「薬事法関係手数料令等の一部を改正する政令」等について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本改正については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1. ご意見・情報の提出方法

ご意見等は理由を付して、以下の提出先に ~ のいずれかの方法で提出してください。なお、ご意見等には必ず以下の(1)~(3)の表題(「」書きの部分)を明記して提出してください。

(1)「薬事法関係手数料令の一部を改正する政令」へのご意見・情報の提出先

電子メールの場合

アドレス tesuuryou@mhlw.go.jp

ファクシミリの場合

03-3597-9535

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局審査管理課パブリックコメント担当あて

(2)「薬剤師法施行令の一部を改正する政令及び薬剤師法施行規則の一部を改正する省令」へのご意見・情報の提出先

電子メールの場合

アドレス yakuzaishitesuuryou@mhlw.go.jp

ファクシミリの場合

03-3503-1760

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局総務課パブリックコメント担当あて

(3)「覚せい剤取締法施行令の一部を改正する政令」へのご意見・情報の提出先

電子メールの場合

アドレス kakutori houtesuuryou@mhlw.go.jp

ファクシミリの場合

03 - 3501 - 0034

郵送の場合

〒100 - 8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課パブリックコメント担当あて

2. 意見・情報の提出上の注意

ご意見・情報の提出は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、公表することもありますので御了承願います。(公表する際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい。)

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

3. 意見・情報の提出の締切日

平成17年2月18日(郵便の場合は当日消印有効)

4. その他(薬事法関係手数料令の一部改正(案)等の内容)

別紙のとおり